

山口市上下水道事業建設工事重点監督実施要領

(趣旨)

第1条 山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事の品質を確保するとともに施工の安全管理、とりわけ公衆事故の防止のため重点監督工事を指定し監督体制の強化を行うこととする。

(その他)

第2条 この要領を定めるもののほか、必要な事項については、山口市建設工事重点監督実施要領の例による。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。